

岩手県告示第596号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

令和7年10月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 令和7年8月27日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 岩淵工業所
 - イ 主たる営業所の所在地 一関市大東町中川字川又71番地2
 - ウ 代表者の氏名 岩淵孝志
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－2）第6283号
 - (3) 処分の内容 大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和7年8月26日付けで大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和7年9月24日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社西堀建装
 - イ 主たる営業所の所在地 奥州市前沢字前野9番地3
 - ウ 代表者の氏名 西堀正人
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－3）第7082号
 - (3) 処分の内容 鋼構造物工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和7年9月24日付けで鋼構造物工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和7年9月17日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 大沢ハウジング
 - イ 主たる営業所の所在地 久慈市宇部町17地割81番地
 - ウ 代表者の氏名 大沢幸雄
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－2）第8494号
 - (3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和7年9月16日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 令和7年9月10日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社WOODLIVE
 - イ 主たる営業所の所在地 北上市上江釣子15地割163番地2
 - ウ 代表者の氏名 高橋勝典
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－4）第50355号
 - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和7年9月8日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。